

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、平成28年4月1日現在の職員数について次のとおり公表します。

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 保育士又は幼稚園教諭の職務 3 保健師、管理栄養士又は社会教育主事の職務 4 消防士の職務	68	16.7	主事	45	163	40.1	班員級
				保育士	2			
				幼稚園教諭	3			
				消防士	18			
				計	68			
2級	1 主任主事の職務 2 高度な専門的知識及び経験を必要とする業務を 処理する保育士又は幼稚園教諭の職務 3 高度な専門的知識及び経験を必要とする業務を 処理する保健師、管理栄養士又は社会教育主事 の職務 4 消防副士長の職務	95	23.4	主任主事	74	93	22.9	主査級
				保育士	5			
				幼稚園教諭	5			
				保健師	1			
				消防副士長	10			
計	95							
3級	1 主査の職務 2 主任保育士又は幼稚園主任教諭の職務 3 特に高度な専門的知識及び経験を必要とする業 務を処理する保健師、管理栄養士又は社会教育 主事の職務 4 消防士長の職務	93	22.9	主査	64	98	24.1	班長級
				主任保育士	1			
				幼稚園主任教諭	8			
				保健師	8			
				管理栄養士	1			
				社会教育主事	1			
				消防士長	10			
計	93							
4級	1 班長又は主幹の職務 2 保育所長、児童館長、子育て支援センター所長又 は幼稚園教頭の職務 3 消防司令補の職務	75	18.5	班長	52	40	9.9	課長級
				主幹	9			
				子育て支援センター所長	1			
				幼稚園教頭	5			
				消防司令補	8			
計	75							
5級	1 高度な専門的知識及び経験を必要とする業務を 処理する班長若しくは副参事の職務 2 高度な専門的知識及び経験を必要とする業務を 処理する保育所長、児童館長、子育て支援セン ター所長又は幼稚園教頭の職務 3 高度な専門的知識及び経験を必要とする業務を 処理する消防司令補の職務	23	5.7	班長	10	12	3.0	部長級
				副参事	2			
				保育所長	1			
				児童館長	1			
				幼稚園教頭	3			
				消防司令補	6			
計	23							
6級	1 課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局 長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、学 校給食センター所長又は参事の職務 2 消防司令の職務	40	9.8	課長	32	12	3.0	部長級
				次長	1			
				局長	2			
				学校給食センター所長	1			
				消防司令	4			
計	40							
7級	1 部長、議会事務局長、会計管理者又は参事監の 職務 2 消防司令長の職務	12	3.0	部長	9	12	3.0	部長級
				議会事務局長	1			
				会計管理者	1			
				消防司令長	1			
計	12							
合計		406	100.0					

※一部事務組合等への出向者(9名)及び派遣指導主事(2名)を除く。